

律令制以前の王族

——その国政参与に関する——(上)

篠川 賢

はじめに

天武朝において、皇子（一世王）を含めた皇親（王族）が

多く国政に参与したことは、まず間違いないであろう。⁽¹⁾しかし「大化」以前の王族の国政参与に関しては、それをほんとんどなかつたとする見方もあるれば、広く認める見方もある。この執政（輔政）を、「皇太子」という地位に基づいた特定の皇子による国政参与とみるか、「皇太子」の存在を否定し、有力王族の一人としての国政参与にすぎないとみるかという問題である。

後者の見方は、荒木敏夫氏が飛鳥淨御原令以前の皇太子制の存在を否定されて以来、有力となつた見方といえようが、旧稿⁽²⁾で述べたとおり、筆者は、令制以前にも「皇太子」の存在を認めてよいと考えている。たしかに、東宮という特別の機構を有し、制度的に保障された皇太子制が成立するのは、荒木氏の説かれるとおり、飛鳥淨御原令以降のことであろう。しかし、大王の生前に一人のヒツギノミ

コを立てるということ自体は、それ以前から行われていたとみてよいと思う。⁽⁴⁾

旧稿の繰り返しになるが、そのように考えるおもな理由は二つある。一つは、『隋書』倭國伝に次のように書かれていることである。

開皇二十年、倭王姓阿毎、字多利思比孤、号阿輩雞弥、遣使詣闕。上令所司訪其風俗。使者言、倭王以天為兄、以日為弟、天未明時出聽政、跏趺坐、日出便停理務、云委我弟。高祖曰、此太無義理。於是訓令改之。王妻号雞弥、後宮有女六七百人。名太子為利歌弥^(和ガ)多弗利。

これは、当時の倭王權のあり方を述べた記事であり、ここにいう「太子」は、単なる長子の意ではなく、倭王の位を継ぐ子の意に解されなければならないであろう。当時、実際は推古天皇帝であったにもかかわらず、この記事では倭王は男性として述べられているのであり、この記事には、その頃の倭王權の一般的のあり方、もしくは本来のあり方が示されていると考えられる。

いま一つの理由は、『日本書紀』における立太子記事のあり方である。この点については直木孝次郎氏の検討があ

り、氏は、繼體紀から皇極紀までの立太子記事を、実情に近いものとされている。すなわち、神武紀から神功紀までは、仲哀紀を除いてすべてに立太子記事が備わっており、応神紀から武烈紀までも、皇太子がいては物語の進行上矛盾の生ずる例（反正・安康・武烈）を除いて、やはりすべてに立太子を示す記事があるが、これらは、常に皇太子は立てられているべきであるとする『日本書紀』編者の認識による作文・加筆と考えられる。これに対しても、繼體紀から皇極紀までは、十天皇紀のうちの三紀（繼體・欽明・推古）に立太子記事がみえるのみであり、実情を記したものに近い、とされたのである。筆者は、この直木氏の指摘を、荒木氏の説が提出された後の今日においても、なお妥当なものと考へる。⁽⁵⁾

本稿では、この「皇太子」の問題も含め、『日本書紀』を対象に、王族の国政参与を示す記事に改めて検討を加えることにしたい。その際、同じく「国政参与」といつても、そこには様々な段階のあることが明らかである。共治者・輔政者として王權の一翼を担う形での参与、大夫会議（群臣会議）の一員としての参与、単なる官人としての参与、臨時にある任務が与えられたのみの参与、等々であ

る。ここでは、こうした段階の違いにも注意して検討したい。これまで、必ずしもこの点が十分に考慮されてこなかつたように思われる。

注

(1) 天武朝における皇子・皇親のあり方についての近年の研究として、虎尾達哉「律令国家と皇親」(『日本史研究』三

〇七、一九八八年)、寺西貞弘『古代天皇制史論』(創元社、一九八八年)、倉本一宏『日本古代国家成立期の政権構造』(吉川弘文館、一九九七年)などがある。

(2) 荒木敏夫『日本古代の皇太子』(吉川弘文館、一九八五年)。

(3) 拙稿「六・七世紀の王権と王統」(『日本歴史』五二九、一九九二年)。以下、本稿において旧稿という場合はは、この拙稿を指す。

(4) 小林敏男氏も、機構として位置づけられた皇太子制は淨御原令以降であるが、「身分としての皇太子」はそれ以前からあつたとしておかしくないとされている。小林敏男『古代女帝の時代』(校倉書房、一九八七年)六一頁。

(5) 直木孝次郎「廐戸皇子の立太子について」(同『飛鳥奈良時代の研究』) 墓書房、一九七五年、所収。初出は一九六

八年)。

(6) ただし、直木氏は、皇位繼承にかかわる制度としての大兄制の存在を認め、継体から皇極の頃を大兄制の時代として、太子制への過渡期とされるのであるが、筆者は、「大兄」を皇位繼承にかかわる制度的呼称とするることはできないと考えている。拙稿「六・七世紀の『大兄』」(『成城文藝』一三九、一九九二年)。

一、継体紀から欽明紀の検討

(1) 継体紀

継体紀においては、皇后の手白香皇女(仁賢の女)と、春宮に立てられたとある勾大兄皇子(安閑)を除いて、他の王族が国政に参与したとする記事はみあたらない。

手白香皇女の国政参与については、元年三月甲子条に、「立皇后手白香皇女脩教于内」とあり、「脩教于内」は、日本古典文学大系本では「後宮に關することを修めさせた」の意とされている。皇后(天后)の権限は、本来、王族内部を統率するだけのものであつて、国政に直接関与

するものではなかつたとする指摘もあるが⁽³⁾、王族内を統率する権限とは、きわめて政治性の高いものであることは明らかであろう。筆者は、太后は王權の一翼を担う輔政者もしくは共治者であつたと考へるものであるが、ここでは、とりあえず右の記事を、国政参与の一つの形態を示す記事としてあげておくことにしたい。

なお、手白香皇女は、元年二月庚子条に、大伴金村の奏請によつて皇后に立てられたとあり、その金村の奏請は、

臣聞。前王之宰レ世也。非維城之固。無以鎮其乾坤。非掖庭之親。無以繼其趺萼。⁽⁴⁾（中略）請立手白香皇女納為皇后。遣神祇伯等敬祭神祇。求天皇息。允答民望。

というものである。

これによれば、はじめから、手白香皇女との間にやがて生まれるであろう男子が「維城」（皇嗣）とされており、皇嗣を得るために手白香皇女が皇后に迎えられたとされている。もちろんこの金村の奏請をそのまま事実とみるわけにはいかないが、ここに『日本書紀』編者の認識（さらにはこの記事の基となつたと推定される大伴氏の家記における認識）をうかがうことはできるであろう。手白香皇女と継体

との間に生まれた欽明は、元年三月甲子条には「嫡子」とあり、「是嫡子而幼レ年。於二兄治後。有其天下」と書かれているのであつて、『日本書紀』において、欽明が継体を継ぐ皇統の担い手として位置づけられていることは明らかである。

次に、勾大兄皇子の国政参与については、それを示す記事を三カ所あげることができる。

① 六年十二月条

百濟遣レ使貢レ調。別表請任那國上哆唎。下哆唎。沙陀。牟婁四県。哆唎國守穗積臣押山奏曰。此四縣近連百濟。遠隔日本。旦暮易レ通。鷦犬難レ別。今賜百濟合為同國。固存之策無以過レ此。然縱賜百濟。後世猶危。況為異場。幾年能守。大伴大連金村具得是言。同レ謨而奏。廻以物部大連龜鹿火宛宣レ勅使。物部大連方欲發向難波館宣勅於百濟客上。其妻固要曰。（中略）大連依レ諫。由レ是改レ使而宣勅。付賜物并制旨。依レ表賜任那四縣。大兄皇子前有緣レ事不レ閑レ賜レ國。晚知宣勅。驚悔欲レ改。令曰。自胎中之帝置官家之國。輕隨蕃乞。輒余賜乎。乃遣日鷹吉土。改宣百濟客。使者答啓。父天皇因計便

宜勅賜既畢。子皇子豈違帝勅妄改而令。必是虛也。

縱是實者。持杖大頭打。孰与持杖小頭打上痛乎。

遂罷。於レ是或有流言曰。大伴大連与哆唃國守穗積

臣押山受百濟之賂矣。

②七年十二月戊子条

詔曰。朕承天緒。獲レ保宗廟。兢兢業業。問者天下
安靜。海内清平。屢致レ豊年。頻使レ饑レ國。懿哉摩
呂古。示朕心於八方。盛哉勾大兄。光吾風於萬国。
日本邕邕。名擅天下。秋津赫赫。譽重王畿。所レ宝
惟賢。為レ善最樂。聖化憑レ茲遠扇。玄功藉レ此長懸。
寔汝之力。宜レ處春宮。助レ朕施レ仁。翼レ吾補レ闕。

③八年正月条

太子妃春日皇女。晨朝晏出。有レ異於常。太子意疑
入レ殿而見。妃臥レ床涕泣。惋痛不レ能自勝。太子恠
問曰。今日涕泣有何恨乎。妃曰。非余事也。唯妾
所レ悲者。飛天之鳥為レ愛養鬼。樹巔作レ巢。其愛深
矣。伏レ地之虫為レ護衛子。土中作レ窟。其護厚焉。
乃至於人。豈得レ無レ慮。無レ嗣之恨方鍾太子。妾名
隨絕。於レ是太子感痛而奏天皇。詔曰。朕子麻呂古。
汝妃之詞深稱於理。安得空爾無答慰乎。宜下賜臣

布屯倉表中妃名於万代上。

①は、百濟への任那四県割譲の記事である。これによれば、大兄皇子（勾大兄皇子）は、四県割譲決定の場には何らかの事情があつて居合わせなかつたが、そのことを後に知り、それを改める「令」を宣したが、百濟の使者からすでに天皇の勅を賜つてあるとして拒否された、ということである。①の記事の前半部分からは、百濟への四県割譲が

天皇と大伴金村・物部龜鹿火・穗積押山らの合議によつて決定された（すなわち天皇の面前での大夫會議によつて決定された）様子がうかがえるのであるが、この記事では、勾大兄も、本来であればこの会議に加わつっていたことが想定されているといえよう。また、天皇の勅とは別に、大兄が「令」を宣したとされていることも注意される。

②は、勾大兄皇子を「春宮」（皇太子）に立てたという記事である。ここでは「助レ朕施レ仁。翼レ吾補レ闕」とあるとおり、「春宮」勾大兄は、輔政者として位置づけられてゐる。先に、『日本書紀』において継体を継ぐ皇統の担い手として位置づけられているのは欽明であると述べたが、そうでありながら一方で、勾大兄を「春宮」に立てたとあることは、逆にこの記事の信憑性（もちろん潤飾はあるが）

を示すものではないかと思う。なおこの点に関しては、二十五年十二月庚子条の割注に、継体の死をめぐつて「百濟本記」が引用され、そこに「日本天皇及太子皇子俱崩薨」とあることも、当時における「太子」の存在を示すものといえよう。

(3)は、「太子」勾大兄が、妃の春日皇女の、子がないた

めに名が絶えてしまうとの嘆きを聞き、それを天皇に奏したところ、天皇は、妃の名を残すために匝布屯倉を賜う

た、という記事である。これによれば、勾大兄は直接天皇に奏請し、それを受けて天皇の处置が下されたことになる。

右の(1)(2)(3)を総合するならば、勾大兄の国政参与は、次期天皇として大王の輔政にあたり、大王とは別に臣下に命令を下すことができ、大王に直接奏請することもでき、また大王の面前での大夫会議にも参加する、という内容であったことになろう。

またここでは、継体には多くの皇子がありながら、勾大兄を除いてほかに、国政に参与したとされる皇子が一人もないことに注意しておきたい。元年三月癸酉条によれば、継体は皇后手白香皇女のほかに八人の妃があつたとさ

れ、皇子八人・皇女十二人の名があげられている(手白香皇女との間に生まれた欽明を含めると皇子は九人)⁽⁷⁾が、そもそも継体紀には、勾大兄以外の皇子の名を載せる記事自体が、皇妃・皇子女をまとめて載せる元年条を除いてほかにみえないのであり、それは一世以下の王族についても同様である。

(2) 安閑紀

元年三月戊子条に、仁賢の女の春日山田皇女(春日皇女)を皇后に立てたとある。安閑紀には、この皇后の国政参与を示す記事はみえないが、欽明即位前紀に、「山田皇后」を示す記事はみえないが、欽明百揆」とあり、やはり、皇后の輔政者もしくは共治者としての地位を推定してよいであろう。元年三月戊子条には、皇后のほかに三人の妃があつたとするが、皇子女の名は伝えておらず、同年十月甲子条や宣化即位前紀にも「無レ嗣」とある。したがつて当然であるが、安閑紀に立太子の記事はみえない。また、王族の国政参与を示す記事や、二世以下の王族の名を載せる記事も一切みることができない。

(3) 宣化紀

元年三月己酉条に、仁賢の女の橘仲皇女を皇后に立てたとあり、皇后との間に一皇子・三皇女、妃の大河内稚子媛との間に一皇子が生まれたとある。安閑紀と同様、立太子の記事はなく、王族による国政参与を示す記事、二世以下の王族の名を載せる記事も存在しない。

なお、いうまでもないことが、安閑紀・宣化紀に

おいても、王族以外の諸氏族（諸豪族）の国政参与を示す記事は多くみることができる。

(4) 欽明紀

元年正月甲子条に、宣化の女の石姫皇女を皇后に立てたとあり、皇后との間に箭田珠勝大兄皇子・訛語田淳中倉太珠敷尊（敏達）の二皇子と、笠縫皇女が生まれたとある。二年三月条には、それ以外の皇妃・皇子女の記載があり、五人の妃との間に十四人の皇子、八人の皇女があつたとされる。

立太子記事については、十三年四月条に、皇后との間の長子である箭田珠勝大兄皇子が薨じたとあり、十五年正月

甲午条に、淳中倉太珠敷尊（敏達）を立てて皇太子としたとある。なお、敏達即位前紀によれば、敏達の立太子は欽明二十九年のこととされており、「日本書紀」の記述に混乱がみられるが、これはかえって、敏達の立太子記事が編者作文ではないことを示していよう。欽明紀に、「皇太子」敏達の国政参与を具体的に示す記事はみえないが、次の二つの記事は、それを推測させるものである。

①二十三年六月条

詔曰。新羅西羌小醜。逆レ天無レ状。（中略）新羅長戟強弩。凌_ミ鬱任那。距牙鈎爪残_ミ虐含靈。剝_ミ肝斬_ミ趾不レ厭_ミ其快。曝_ミ骨焚_ミ屍不レ謂_ミ其酷。任那族姓百姓以還。窮_ミ刀極_ミ俎。既屠且膾。豈有_ミ內率土之賓。謂_ミ為王臣。乍_ミ食_ミ人之禾。飲_ミ人之水。孰忍聞此而不レ憚_ミ心。況乎太子。大臣廸_ミ趺萼之親。泣_ミ血銜_ミ怨之寄。當_ミ蕃屏之任。摩_ミ頂至_ミ踵之恩。世受_ミ前朝之德。身當後代之位。而不_ミ能_ミ下瀝_ミ胆抽_ミ腸。共誅_ミ奸逆雪_ミ天地之痛酷。報_ミ君父之仇讐。則死有_ミ恨_ミ臣子之道不_ミ成。

②三十二年四月壬辰条

天皇寝疾不_ミ予。皇太子向_ミ外不_ミ在。駆馬召到。引_ミ入

臥内執其手詔曰。朕疾甚。以後事屬汝。汝須
レ打新羅。封建任那。更造夫婦。惟如旧日。死無
レ恨之。

①は、新羅を非難し、太子・大臣をはじめ王臣に対し
て、新羅を討つ決意をうながした詔である。これは、『日
本書紀』編者が、『梁書』王僧弁伝の文章をほぼそのまま
利用して作った詔とみられるが、『梁書』の「況臣僧弁。
臣霸先等」を書きかえて「況乎太子。大臣」としており、
「太子」は敏達を、「大臣」は蘇我稻目を念頭において書か
れていることは明らかであろう。ここからは、太子・大臣
を王臣の上に立つものとする『日本書紀』編者の認識がう
かがえるといえよう。

②は、天皇が死に臨んで「皇太子」を召し、後事を託し
たとするものであるが、この記事から、通常における「皇
太子」の輔政を推測することは可能であろう。
さて、欽明紀における「皇太子」以外の王族の国政参与
を示す記事であるが、一応次の三十二年三月壬子条をあげ
ることができる。

遣坂田耳子郎君。使主於新羅。問中任那滅由。

このにいう坂田耳子郎君は、敏達紀十四年三月丙戌条に

もその名がみえ、そこでは坂田耳子王とある。天武十三年
に真人姓を授けられた氏の一つに坂田公氏があり、繼体紀
元年三月癸酉条には、繼体と根王の女の広姫との間に生ま
れた中皇子を坂田公氏の先とする伝えがみえる。⁽⁹⁾しかし、
この坂田公⁽¹⁰⁾氏が実際に繼体の血を引く王族か
否かは疑問であり、後の近江國坂田郡の地を本拠とする繼
体擁立にかかわった地方豪族とも考えられる。そうである
ならば、欽明紀にも、「皇太子」以外の王族の国政参与を
示す記事は存在しないということになる。また、坂田耳子
郎君の場合の国政参与は、臨時に使者に任せられただけの
ものであり、通常は参与していなかつたとみることも可能
であろう。

以上、繼体紀から欽明紀までを検討してきたが、「皇后」
「皇太子」が輔政者として記されているほかは、王族によ
る国政参与を示す記事は、欽明紀の坂田耳子郎君の不確実
な一例があげられるのみであり、他には一切みえないので
ある。そしてまた、二世以下の王族の名がみえる記事も、
皇妃・皇子女をまとめて掲げる条を除けば、右の坂田耳子
郎君の例があげられるにすぎない。次に検討する敏達紀以
降も、「皇后」「皇太子」以外の王族の国政関与を示す記事

はほとんど存在しないのであるが、王族の登場する記事は多くなつていいのであり、このことは、欽明朝頃までは、王族が王の一族であるがゆえの特殊な一族として、いまだ十分には成立しておらず、認識されてもいなかつことを示すように思われる。筆者は旧稿において、欽明朝に近親婚が導入され、その所生子である敏達が皇位を繼承していくことにより、はじめて、近親婚と一夫多妻を特徴とする特殊な父子直系繼承を原則とした王統が固定化されていくこと、としながら、王族なるもの、この固定化された王統とともに形成されていったと考えられるのである。

注

- (1) ただし、繼体と息長真手王の女の麻績娘子との間に生まれた葦角皇女については、いわゆる斎宮として伊勢大神に仕えたとされている（元年三月癸酉条）。斎宮については、この後も欽明紀の磐隈皇女、敏達紀の菟道皇女、用明紀の酢香手姫皇女、天武紀の大来皇女の例が記されており、これも国政参与の一形態とみられるが、本稿では一応除外して考えていくことにしたい。
- (2) 坂本太郎他校注『日本書紀』(下) (岩波書店、一九六五

(3) 年) 一二三頁頭注一八。

(4) 代史研究』一二三、一九九五年)。

(5) 坂本太郎「纂記と日本書紀」(『坂本太郎著作集』第二卷、吉川弘文館、一九八八年、所収。初出は一九四六年)。

(6) 井上亘「推古朝の朝政」(『學習院史学』三三、一九九五年) 参照。

(7) 『古事記』では、繼体の妻は八人、男子は七人、女子は十一人であり、『日本書紀』との間に若干の違いがある。以下、各天皇紀における皇妃・皇子女の名・人數についても、『古事記』との間に違ひのある場合が多いが、その違いは、本稿において、各時期の王族のおおよその数を知る上で問題にはならない。

(8) 坂本太郎他校注『日本書紀』(下) (前掲) 一二〇頁頭注一参照。

(9) 坂田公(坂田真人)氏については、『新撰姓氏錄』右京皇別にも「坂田真人。出、自『諡繼体皇子仲王之後』也。日本紀合』とある。

(10) 倉本一宏『日本古代國家成立期の政権構造』(前掲) 第二部第二章「律令制成立期の皇親」参照。

二、敏達紀から崇峻紀の検討

天皇問皇子与大臣曰。高麗使人今何在。大臣奉對曰。在於相樂館。(後略)

②四年二月乙丑条

百濟遣レ使進レ調多。益恒歲。天皇以新羅末レ建任那。詔皇子与大臣曰。莫レ懶懈於任那之事。

③四年是歲条

命下者占海部王家地与糸井王家地。ト便襲吉。遂當宮於訛語田。是謂幸玉宮。

④六年五月丁丑条

遣大別王与小黒吉士。宰於百濟國。王人奉命為宰。言宰於韓。蓋古之典乎。如レ今言レ使也。

⑤六年十一月朔条

百濟國王付還使大別王等。獻經論若干卷并律師。禪師。比丘尼。咒禁師。造仏工。造寺工六人。遂安置於難波大別王寺。

⑥七年三月壬申条

以菟道皇女侍伊勢祠。即奸池辺皇子。事顯而解。

⑦十四年三月丙戌条

(前略)天皇思レ建任那。差坂田耳子王為レ使。屬

此之時。天皇與大連卒患於瘡。故不レ果レ遣。詔橘

記事はなく、また、立太子の記事もみえない。しかし、王族の国政参与を示す記事、ないし国政参与とはいえないが、王族の登場する記事はいくつか存在している。

①元年五月朔条

豊日皇子曰。不レ可レ違^三背考天皇勅^一。可レ勤^二修乎任
那之政^也。(後略)

(8)十四年八月己亥条

天皇病彌留崩于大殿。是時起殯宮於廣瀨。馬子宿禰

大臣佩^レ刀而誅。物部弓削守屋大連听然而咲曰。如下

中^二獵箭^一之雀島焉。次弓削守屋大連手脚搖震而誅。

馬子宿禰大臣咲曰。可レ懸^レ鈴矣。由レ是二臣

慄也。馬子宿禰大臣咲曰。可レ懸^レ鈴矣。由レ是二臣

慄也。馬子宿禰大臣咲曰。可レ懸^レ鈴矣。由レ是二臣

事^三生王之所^二也。

①②は、「皇子」と「大臣」が輔政者の地位にあつたことをうかがわせる記事である。「大臣」が蘇我馬子を指す

ことは間違いないが、「皇子」が誰を指すかは明らかではない。日本古典文学大系本の頭注では、「彦人大兄皇子をさ

すか」とするが、小林敏男氏は、(7)で橘豊日皇子(用明)に任那の政を託していることから、用明の可能性が高いと

される。おそらく小林氏のいわれるとおりであり、敏達の治政においては、異母弟である用明が輔政にあつていて

とみてよいであろう。

(3)は、国政参与を示す記事ではないが、海部王と糸井王

の二人の王族の名がみえている。二人がそれぞれに家地を持ち、そこに敏達の訛語田幸玉宮が造営されたというのであるが、二人の王の名は他にみえず、出自は不明である。

④⑤は、大別王(この王の出自も不明)が百濟へ宰(ミコトモチ)として派遣されたとする記事であり、荒木敏夫氏が、大兄や「皇太子」以外の王族の国政参与を示す記事の一つとしてあげられたものである。たしかにこれは、王族の国政参与を示す記事とみてよく、大別王が寺を有していふとする点も、注目できよう。しかし、大別王はあくまで臨時に宰(使者)に任せられたというのであり、この記事は、通常、大別王が国政に参与していたこと(たとえば大夫会議の一員として)を示すものではない。

(6)は、菟道皇后(敏達と広姫との間の女)を斎宮としたが、池辺皇子に奸されたため解任したという記事である。この池辺皇子は、仁藤敦史氏のいわれるとおり、池辺は用明の池辺双櫻宮にちなむ名と考えられ、『元興寺伽藍縁起并流記資財帳』に用明を池辺皇子と記すことから、用明とみて間違いないであろう。

(7)は、坂田耳子王(坂田耳子郎君)を任那再建のための使者に任じたところ、天皇はにわかに「瘡」に患してしま

い、橘豊日皇子（用明）に詔して任那の政を託した、とする記事である。この記事は、先に述べたように、①②とあわせて用明が敏達の輔政者であつたことを示すものといえよう。

⑧は、敏達の殯にあたつて、天下を取ろうとした穴穂部皇子（欽明と小姉君との間の第三男、敏達の異母弟）が、「何故死王之庭。弗レ事生王之所也」と発憤して述べたといふものである。これは、次の用明紀・崇峻紀へと続く記事であるが、ここでは、大臣・大連が殯宮で誅を奏してい

るのに対し、穴穂部皇子は、殯の庭にも参入できなかつた様子のうかがえる点に注意しておきたい。この記事をもつて、穴穂部皇子の国政参与を示す記事とすることができるないのは明らかである。

元年正月朔条に、穴穂部間人皇后（欽明と小姉君との間の女）を立てて皇后としたとあり、皇后との間に麿戸皇子をはじめ四皇子が生まれたとある。また、蘇我稻目日の女の石寸名との間に一皇子、葛城直磐村の女の広子との間に一皇子・一皇女があつたとされる。用明紀には、皇后穴穂部皇女の輔政・共治を示す具体的記事はなく、立太子の記事もみえない。また、他の王族が国政に参与したこととうかがわせる記事も存在しない。ただし、元年五月条、および二年四月丙午条の、穴穂部皇子に関する記事（蘇我馬子と物部守屋の争いに関する記事）は、当時の王族の地位を推定す

(2) 用明紀

以上のように、敏達紀には、王族の国政参与を示す記事や、王族の名のみえる記事が現われてくるのであるが、このことは、先にも述べたとおり、この頃に王族なるものが形成されてきたことを示すと考えてよいであろう。ただし、国政に参与したことの知られる王族は、輔政にあつたと推定される用明を除き、大別王一人であり（不確実な坂田耳子王を加えても二人にすぎないのであり）、その数の少

る上で参考になる記事である。長文であるが、引用しておきたい。

①元年五月条

穴穂部皇子欲レ奸炊屋姫皇后而自強入於殯宮。寵臣三輪君逆乃喚兵衛。重璵宮門。拒而勿レ入。穴穂部皇子問曰。何人在レ此。兵衛答曰。三輪君逆在焉。七

呼レ開レ門。

遂不聽入。於レ是穴穂部皇子謂大臣与

大連曰。逆類無レ礼矣。於殯庭誅曰。不レ荒朝庭。淨如鏡画。臣治平奉仕。即是無レ礼。方今天皇子弟多在。兩大臣侍。誰得恣レ情專言奉仕。又余觀

殯内。拒不聽入。自呼レ開レ門七廻不レ応。願欲レ斬

レ之。兩大臣曰。隨レ命。於レ是穴穂部皇子陰謀下王天

下之事。而口詐在於殺逆君。遂与物部守屋大連率

レ兵圍繞磐余池辺。逆君知レ之。隱於三諸之岳。是

日夜半潛自レ山出。隱於後宮。業是名海石櫛市宮。

之同姓白堤与横山言逆君在処。穴穂部皇子即遣守

屋大連或本云。穴穂部皇子子泊瀬部皇子相計而遣守屋大連。曰。汝心往討逆君并

其二子。大連遂率レ兵去。蘇我馬子宿禰外聞斯計。

詣皇子所。即逢門底。謂皇子家門也。將レ之大連所。時諫曰。王者不レ近刑人。不レ可自往。皇子不レ聽而行。

馬子宿禰即便隨去。到於磐余行至於池邊也。而切諫之。

皇子乃從レ諫止。仍於此處踞坐胡床。待大連焉。大連良久而至。率レ衆報命曰。斬逆等訖。或本云。穴穂部皇子自行射殺。

於レ是馬子宿禰惻然頹歎曰。天下之亂不レ久矣。大連聞而答曰。汝小臣之所レ不レ識也。此三輪君逆皇之所寵愛妾妾内外之事焉。由レ是炊屋姫皇后与馬子宿禰俱發恨於穴穂部皇子也。者訛語田天

②二年四月丙午条

御新嘗於磐余河上。是日天皇得レ病還入於宮。群臣侍焉。天皇詔群臣曰。朕思欲帰三宝。卿等議之。

群臣入レ朝而議。物部守屋大連与中臣勝海連。違レ詔議曰。何背國神敬他神也。由來不レ識若

レ斯事矣。蘇我馬子宿禰大臣曰。可隨レ詔而奉レ助。

詎生異計。於是皇弟皇子皇子。即天皇庶弟。引豐國法師也。入於内裏。物部守屋大連耶睨大怒。是

時押坂部史毛屎急來密語大連曰。今群臣凶レ卿。復

将レ斷レ路。大連聞之即退於阿都阿都大連之別業。集。

聚人焉。中臣勝海連於レ家集レ衆隨助大連。遂作太

子彥人皇子像与竹田皇子像厭之。俄而知事難レ済。

勝海連自彥人皇子所退上。拔レ刀而殺水派。此麻多。舍人迹見赤檣同下。也。赤檣。此云伊

毗知。〔後略〕

①は、炊屋姫皇后（推古）を奸さんとして殯宮（敏達の殯宮）に入ろうとした穴穂部皇子が、それを妨げた三輪君逆を無礼として怒り、物部守屋と結んで逆を討つたという記事である。ここではまず、穴穂部皇子が三輪君逆を非難して「方今天皇子弟多在。兩大臣侍。誰得恣レ情専言奉仕」と述べたとあることが注意される。これによれば、天皇子弟（一世王）は、兩大臣（蘇我馬子・物部守屋）とともに（というよりはそれにもまして）尊ばれなければならぬ存在とされている。

また、穴穂部皇子は、「後宮」（推古の別業で海石榴市宮）に隠れた三輪君逆を討つため、物部守屋を遣したとあり（或本には、穴穂部皇子と泊瀬部皇子＝崇峻とが相計つて守屋を遣したとある）、皇子（一世王）は大連（大臣）に命令するとのできる地位にあつたものとして描かれている。

①の記事において、皇子の地位が大臣の上位とされていることは、自ら直接に逆を討ちに出ようとした穴穂部皇子を、馬子が「王者不レ近刑人。不レ可_二自往」と諫めたとあることにもよく示されている。ただし、皇子と大臣の上下関係は、さほどはつきりしたものとしては描かれていない

のであり、それは、穴穂部皇子が逆を討つことの同意を両大臣に得ようとしたとある点、また②の記事であるが、守屋が皇子を睨んで大いに怒ったとある点などからうかがうことができる。

もちろんこれらの点は、①の記事にそのように描かれているということであって、それをそのまま当時の「皇子」（一世王）の実態とみることには疑問があろう。しかし、『日本書紀』編者が当時の「皇子」を、そのような地位にあつたものとして描いていることは事実である。

なお、①の記事は、穴穂部皇子がひそかに皇位に就こうとして自ら起こした政治行動として書かれているのであり、この記事から、皇子の通常における国政参与を想定することはできないと思う。

次に②の記事であるが、ここではまず、天皇が自らの仏教への帰依の是非を群臣に問い合わせたところ、物部守屋と中臣勝海とはそれを非とし、蘇我馬子は是とする意見を述べた。その議論の場（群臣が入朝して内裏で議論されたところ）に、穴穂部皇子が豊國法師を連れて入ろうとしたところ、物部守屋が皇子を睨んで大いに怒った、とある。この記事から、穴穂部皇子の国政参与をうかがおうとする

見方もあるが、むしろ、皇子は群臣会議にはじめからは参加していないとされている点に注意したい。守屋が内裏（群臣会議の場）に入つた（あるいは入ろうとした）皇子を睨んで怒つたというのも、皇子が法師を連れていたから（守屋は仏教を非とする意見を述べている）との理由によるだけではなく、群臣会議の場に皇子が参入すること自体が異常な行動であつたから、とみることも可能であろう。穴穂部皇子が群臣会議の場に参入した（しようとした）というのは、①で推古を奸そうとして殯宮に入ろうとしたということと同様、本来してはならない行動として描かれているように思われる。

なお、そうであるならば、穴穂部皇子の行動は、皇位に就こうとした皇子にとつては、逆にとるべき行動であつた、つまり次期天皇の地位を認められた人物はこうした行動をとつていた、との見方もできるであろう。この点はともかく、右の記事からもまた、穴穂部皇子の国政参与をうかがうことはできないと思う。

次に②には、最初は物部守屋を助けようとした中臣勝海が、「太子彦人皇子」（彦人大兄皇子⁽⁷⁾）と竹田皇子の像を作つて獻つたとある。この記事からは、一人の皇子が、穴穂

部皇子擁立には邪魔な存在、すなわち有力な皇位繼承候補者とみられていた、ということはうかがうことができる。ただ、だからといってそれは、この二人の皇子が国政に參與していたことを示すものではない。また用明紀において、他に二人の皇子の国政参与を示す記事も存在しない。

彦人大兄の年齢は不明であるが、②に皇子の宮として水派宮の名がみえることからすると、「皇子宮」の主体としてすでに成人に達していた可能性は高い。そうであるならば、すでに成人に達し、しかも有力な皇位繼承候補者の一人であつたとみられるにとかかわらず、彦人大兄は、その国政参与を示す記事がみえない、ということになる。竹田皇子の年齢もはつきりしないが、竹田は、敏達と推古の間の第二子とされることから、おおよその年齢は推定できる。推古即位前紀によれば、敏達と推古の婚姻は推古十八歳の時とされており、推古三十六年（六二八）の推古の崩年が七十五歳とあることからすると、それは欽明三十二年（五七一）のこととなり、用明二年（五八七）當時、竹田が成年に達していなかつたことは明らかである。したがつて、竹田皇子の場合は、国政参与を示す記事がないのは未成年であつたからとも考えられる。

用明朝は短期間で終わるのであるが、「皇太子」を立てることはもとより、一人の輔政者を定めることもできなかつたのであり、敏達の死後は、用明が即位したものの、政治的混乱が続いていたとみてよいであろう。

(3) 崇峻紀

崇峻紀には、立后・立太子の記事はなく、皇妃・皇子女については、元年三月条に、大伴糠手連の女の小手子を妃とし、蜂子皇子と錦代皇女が生まれたと記すのみである。また、王族の国政参与を示す記事も、元年条以降には存在しない。ただし、用明紀から続く即位前紀の記事の中には、多くの王族の名が登場しており、そこには国政参与を示す記事も含まれている。

①即位前紀五月条（用明二年五月）

物部大連軍衆三度驚駭。大連元欲下_レ去余皇子等。而立穴穂部皇子_一為中天皇_二。及至於今_一望下_二因遊獵而謀中替立_レ。密使_レ人於穴穂部皇子_一曰。願与_二皇子_一將_レ馳_二獵_一於淡路_一謀泄_二。

②同六月条

甲辰朔庚戌。蘇我馬子宿禰等奉_二炊屋姫尊_一。詔_二佐伯連丹

丹經手。土師連磐村。的臣真曠_一曰。汝等嚴_レ兵。速往_二誅_一殺穴穂部皇子_一與_二宅部皇子_一。是日夜半。佐伯連丹經手等聞_二穴穂部皇子宮_一。於_レ是衛士先登_二樓上_一。擊_二穴穂部皇子肩_一。皇子落_二於樓下_一走_二入偏室_一。衛士等拳_レ燭而誅。辛亥_一誅宅部皇子_一。上_二女王之父也_一。檜隈天皇之子_一。未_レ詳_二。善_一。穴穂部皇子_一故誅_二。（後略）

③同七月条

蘇我馬子宿禰大臣勸諸皇子_一與_二群臣_一謀滅物部守屋大連_一。泊瀬部皇子_一。竹田皇子_一。廐戸皇子_一。難波皇子_一。春日皇子_一。蘇我馬子宿禰大臣_一。紀男麻呂宿禰_一。巨勢臣比良夫_一。膳臣賀施夫_一。葛城臣烏那羅_一。俱率_二軍旅_一進討大連_一。大伴連曠_一。阿倍臣人_一。平群臣神手_一。坂本臣糠手_一。春日臣_一。字_二俱_一率_二軍兵_一從志紀郡_一到_二涉河家_一。大連親率_二子弟_一與_二奴軍_一築稻城而戰_一。於_レ是大連昇衣_一揩朴枝_一間_二臨射如_レ雨_一。其軍強盛_一。墳_レ家溢_レ野_一。皇子等軍_一與_二群臣_一衆怯弱恐怖_一。三廻却還_一。是時廐戸皇子束_二髮於額_一。古俗_一。年少兒年十五六間_一。束_二髮於額_一。而_レ誓言_一。白膠木_一。此云農利壓_一。今若使_レ我勝_レ敵_一。必當奉_二為護世_一。

四王。起立寺塔。(後略)

④同八月条
癸卯朔甲辰。炊屋姫尊与群臣勸進天皇。即天皇之位。以蘇我馬子宿禰為大臣如レ故。卿大夫之位亦如レ故。

①は、以前から穴穂部皇子の擁立を意図していた物部守屋が、それを実行に移そうとして皇子に使いを送ったといふものであるが、ここから穴穂部皇子の通常における国政参与を推定することはできない。また②は、蘇我馬子らが穴穂部皇子と宅部皇子との誅殺を命じ、それが実行されたという記事であり、ここからも、穴穂部皇子・宅部皇子の国政参与はうかがえない。そして③には、泊瀬部皇子(崇峻)・竹田皇子・厩戸皇子・難波皇子(敏達と春日老女子との間の第一子)・春日皇子(同第二子)らの多くの皇子が、蘇我馬子の側の将軍として登場する。これは国政参与の一形態といえるかもしれないが、これもまた、通常におけるこれらの皇子の国政参与を示す記事とはいえないであろう。③の記事では、皇子らの地位が大臣・群臣よりも上位に置かれており、それはそれで注意されるのであるが、この記事における皇子らは、馬

子が、物部守屋に対し、多くの皇子が自らの側にあることを示そうとして將軍に立てたものと考えられよう。竹田皇子が当時未成年であったことは先に述べたが、厩戸皇子も「束髮於額」(十五・六歳の髪形)とあるとおり未成年であり、これらの皇子が通常国政に参与していたとは考えられない。

右の崇峻即位前紀で注目したいのは、②において、馬子らが推古を奉じて穴穂部皇子・宅部皇子誅殺の詔を下しているとする点である。このことからすれば、用明の死後は、推古が用明にかわって王権行使したことになるであろう。②の記事からは、当時の王族内において推古が最高の権力を有していたであろうこと、推古と馬子の関係が密接であつたことなどが推察されるが、この点は、推古と群臣などが「勸進」して崇峻を即位させたとある④の記事にもよく示されている。また、先にみた用明紀の①の記事においても、炊屋姫皇后(推古)の名は三カ所にみえており、それらは直接には推古の王権行使(国政参与)を示すものではないが、やはり、当時の推古の大きな権力をうかがわせる記事である。

そして、この推古の権力は、敏達の皇后(太后)として

王権の一翼を担つたことによつて獲得されたものとみてよいであらう。崇峻朝においては、大王崇峻と前太后推古による王権の分掌形態がとられたものと考えられる。なお崇峻は、崇峻五年（五九二）に、蘇我馬子によつて暗殺されるとあるが、これを『日本書紀』の描くとおりに馬子の独断とみることには問題があらう。かといつて、人類学にい「殺される王」に該当させるのも疑問であり、これは、

推古・馬子と崇峻の対立（権力の中枢の分裂）が引き起した事件と考えるのが妥当であろう。（未完）

の作文であつたとしても、編者がそのように考えてこの記事を書いたという可能性はあるであらう。

(7) ここで彦人大兄皇子が「太子」と表記されているのは、皇子の母の広姫が「皇后」に立てられたとあること（敏達紀四年正月甲子条）とともに、敏達—彦人大兄皇子—舒明—天智・天武と続く、王統の正統性を強調しようとした『日本書紀』編者の意図によるものとみるのが妥当である。

(8) ここでは二十歳前後を成年と考えている。廐戸皇子・中

大兄皇子の立太子の年齢は二十歳であり、齊明紀四年十一

月条には、有間皇子事件に際し、十九歳の有間皇子自身は

兵を用いるべき年齢に達したと述べたのに対し、それを諫めた人物は、十九歳ではまだ成人に至っていないと述べたとある。また、令制の下で蔭位の与えられるのが二十一歳であることも参考になる。

(9) 宅部皇子は、(2)においては分注で檜隈天皇（宣化）の子

(4) 仁藤敦史「皇子宮の経営—大兄と皇弟—」（『國立歴史民俗博物館研究報告』五〇、一九九三年）八頁。

(5) 同右。

(6) もちろんここでも、この記事の信憑性の問題が存在するのであるが、もしこの記事が『日本書紀』編者のまつたく

(10) 鹿戸皇子がふつう考えられているとおり敏達三年（五七四）の生まれであるならば、用明天皇（五八七）当時は十

注

(1) 坂本太郎他校注『日本書紀』(下)（前掲）一三三頁頭注

一三。

(2) 小林敏男『古代女帝の時代』（前掲）四〇頁。

(3) 荒木敏夫『日本古代の皇太子』（前掲）五五・五六頁。

(4) 仁藤敦史「皇子宮の経営—大兄と皇弟—」（『國立歴史民

俗博物館研究報告』五〇、一九九三年）八頁。

(5) 同右。

(6) もちろんここでも、この記事の信憑性の問題が存在する

のであるが、もしこの記事が『日本書紀』編者のまつたく

四歳ということになる。

(11) 遠山美都男『聖徳太子はなぜ天皇になれなかつたのか』
(大和書房、一九九五年) 九二二頁。